



「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直し

申18号

について」に関する申し入れ **本日提出！**

JR東労組は、12月23日に「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」の提案を受けました。保線設備技術センターを1つの現業機関とし、その中に複数の保線センターが設置され「保線部門の統括センター化」がめざされています。

「保線部門の統括センター化」によって、従来の異動ではなく担務変更で他の保線センターでの勤務が容易になることから、他の保線センターの特情などを理解しないまま現場で作業する可能性があり、極めて安全に直結する問題として重く受け止めています。また、要員の穴埋め的な運用が行われる可能性があることから、組合員・社員のモチベーションの低下につながるのではないかと懸念しています。

保線部門は、列車の安全・安定輸送の確保に欠かせない線路設備を保守しています。特に、JR直轄における線路内での検査および作業は、常に危険と隣り合わせの環境下で、安全第一を前提にチームワークで成り立っている部門です。今年度は、保守用車にまつわる事象や待避遅延、レール折損などが連続発生し、一歩間違えれば命を失っていた事象が相次いでいます。

JR東労組は安全第一の職場をつくり出し、施策を担う組合員・社員のモチベーションの維持・向上と、将来にわたって安全・安定輸送を確保するため会社と議論を行います。

申し入れ項目

1. 安全を最優先に技術継承を確実にできる施策とすること。
2. JR直轄の技術力低下を防止するため、検査等の教育を充実すること。
3. 主な勤務地以外の保線センターの現場に立ち入る際は、特情教育を事前に実施すること。
4. 本施策において、輸送障害時の足ロスが一部発生することから、安全を最優先に現場と指令間の連携を強化すること。
5. 各保線センター、BASE、エリアセンターに、必要な備品・保護用具を準備・整備すること。
6. 一部部・支社において、一現業機関となり、広大なエリアになることから、本人の生活設計や業務などに支障が出ないようにするために、組合員の主な勤務地を明確にすること。また勤務指定については、勤務地が明確に分かるように指定すること。
7. 職場の要員不足による、日ごとに勤務地を変更する運用を行わないこと。
8. 担務変更により、主な勤務地を変更する場合は、任用の基準にとどまらず、組合員・社員の家庭環境や通勤状況などを把握し希望を尊重すること。
9. 本施策において、出向が発生する場合は、「労働条件に関する協約（令和6年10月1日締結）」第206条を遵守すること。
10. 施策実施にあたり、課題等が発生した場合は、前広に情報提供を行い、労使で真摯に議論すること。

「安全・健康・ゆとり」と働きやすい職場を実現しよう！！

